

中野区教育委員会会議録

平成30年第22回定例会

平成30年8月3日

中野区教育委員会

平成30年第22回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年8月3日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時56分

○場所

中野区役所7階 第9・10会議室

○出席委員

教育委員会教育長職務代理者 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長職務代理者 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

29人

○議題

1 議決事件

- (1) 第25号議案 旅館業の営業許可に係る意見について
- (2) 第26号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について
- (3) 第27号議案 平成31年度使用教科用図書採択について
- (4) 第28号議案 平成31年度使用教科用図書採択に係る教育委員会会議録の開について

2 報告事項

- (1) 事務局報告
 - ① 中野区立第四中学校・第八中学校統合委員会の設置について（学校・地域連携担当）
 - ② 中野区立鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会の設置について（学校・地域連携担当）

○議事経過

午前10時00分開会

伊藤教育長職務代理

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第22回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

初めに、傍聴の許可についてお諮りいたします。

教育委員会の会議の傍聴人の数につきましては、中野区教育委員会傍聴規則第3条により20人以内と定められておりますが、教育委員会が認めた場合は20人を超えることができることとされております。本日は、あらかじめ20人を超えての傍聴を認めたいと思うのですけれども、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、20人を超えて会議を傍聴することを認めることに決定いたしました。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

伊藤教育長職務代理

議決事件の1番目「第25号議案 旅館業の営業許可に係る意見について」を上程します。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

本議決事件につきましては、7月20日の教育委員会での協議の結果により、議案を上程するものでございます。教育委員会では、中野区保健所長から旅館業の営業許可に係る照会について、意見を取りまとめました。

照会の内容につきましては、旅館業法第3条第4項の規定により、保健所長は学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に旅館業の許可を与える場合は、あらかじめ清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当該学校を設置する教育委員会の意見を求めるというものです。

それでは、第25号議案をご覧ください。提案理由でございますが「旅館業の営業許可に

ついて、旅館業法第3条第4項に基づき、中野区保健所長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。」というものです。

議案の別紙をご覧ください。保健所からの照会の内容になります。

1番、申請のあった場所でございますが、東京都中野区弥生町一丁目30番15号になります。

2番、申請者ですが、個人であることや現在、許可の審査中になりますので、公開用の書類、ディスプレイについては氏名を割愛してございます。

3番、営業種別及び名称ですが、旅館・ホテル営業で、名称が「H e e c h H o t e l」でございます。

5番、施設の概要ですが、木造2階建て、客室は1室で、定員は8名となっております。また、当該旅館・ホテルのおおむね100メートル区域内の学校は、中野区立向台小学校になります。

続いて、議案の2ページをご覧ください。こちらが教育委員会の意見になります。

1点目は「中野区立向台小学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無については不明であるが、そのおそれが生じないよう当該旅館・ホテルの営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と当該旅館・ホテル営業の運用ルールの確立について配慮を求める。」という意見でございます。

二つ目が「地域の良好な生活環境を保つため、当該旅館・ホテルの宿泊者の迷惑行為があった場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該旅館・ホテルの管理者への指導を要望する。」という意見でございます。

説明は以上になります。

伊藤教育長職務代理

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

この意見については、前回議論があったところで、この内容でよろしいかと思えます。

一つ確認させていただきたいのですけれども、これは教育委員会が設置した学校ですか、こども園とかそういったところに対する意見だと思えるのですけれども、教育委員会で同等にいろいろな議論をしている保育園については、また別の部署にこうした問い合わせがあったと理解していいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

意見照会の必要な施設につきましては、別途、保健所長から当該所管へ、あるいは当該設置者に照会されることになっております。

伊藤教育長職務代理

他にございますか。

渡邊委員

一応こういう形で、教育委員会の意見を出したのですけれども、我々教育委員会としては宿泊施設がどうこうというのはなかなか難しく、著しく害するおそれがなければいいのかという、そういった疑問も若干はあると思います。そういった迷惑行為があったら姿勢というか、旅館業のページとかそういったことも含めてある程度明確に示していただかないと、今後こういうケースがどんどん増えてもなかなかお断りする理由にはならないのですけれども、もしそういったふうにして「まあいいよ」と認めたのだから、ある程度迷惑行為が出たらもうやめてねという、何らかのルールみたいなものが今後は示されることを希望します。もし保健所でそういうものがあれば、今後はそういうことも示していただきたいなと思っております。

副参事（子ども教育経営担当）

今回につきましては、営業許可に当たっての意見照会ということで、現段階での資料・情報をもとに意見を伝えるということにとどまるわけですが、今後、重要なのはこの営業が将来にわたり教育環境等、影響がないようにということが大切なわけですので、そちらの監視・指導等については、保健所が行うわけですが、保健所からもどういった状況なのか、また、今後変化があった場合には情報提供を受けるようにというところで、教育委員会のほうに情報等を伝えてもらえるように伝えていくとともに、今後、教育委員会と保健所との関係の中でも連絡を密にするということで、事務局もその辺がしっかりできるようなところを進めていきたいと考えてございます。

渡邊委員

よろしく願いいたします。

小林委員

この件に関しては、既にいろいろ協議を深めてきていて、このような形で最終的な結果を出すということで、この方向性でよろしいかと思えます。

しかしながら、改めてこういったことに関しては、私の記憶では、今まで教育委員会で

こうしたことを協議したということは記憶にありませんでした。これはある意味では、一つの国際化の流れというのでしょうか、または、社会行動の変容というのでしょうか、こういったものが社会の中に求められてきているという一つのあかしかもしれません。グローバル化とかいろいろ言われていますけれども、もちろん清純な施設環境ということで、私どもは慎重に協議を重ねたわけですが、一方で、そういった国際化の中でいろいろな方が見えることによって地域が活性化したり、また、いろいろな方と触れ合うとか、当然、プラスの面だってあるということも考えていく必要があるかと思えます。

ただ、この場でプラスを追求するというよりも、この場ではいろいろ関連する様々なマイナスの面を追求しましたが、私たちは総合的に物事を考えて、そして地域の中にある施設を生かして教育を進めていく、これが公立学校のよさです。

東京都には1,200を超える公立の小学校があるわけで、様々な歴史的な経緯や、いろいろな立地条件の中で教育が進められているわけですので、こういったものを踏まえて、今後も学校が地域との連携をした教育というものをしっかりと進めていくような、そういったことが私は公立学校の使命として重要な視点だと思いますので、そういうことも含めてこうしたものを契機に、また、指導室を初め、教育委員会が学校に指導していく必要があるかなと思いました。

以上です。

伊藤教育長職務代理

つけ加えさせてください。

一つは、形式的な審議ではなく、先生方といろいろな意見を重ねながら検討してきたわけですが、やはりきちんと検討するための十分な資料を申請者からも出していただけるように、保健所からも言っただけだとありがたいということと、あと、今後も旅館とホテルに資料を出していただくのが保健所であるということもございますので、先生方がおっしゃるように学校からのその後の状況なども聞き取りながら、連絡を密にしていくことが大事かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

なければ、これで質疑は終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第25号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件の2番目「第26号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」を上程します。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事(学校教育担当)

それでは、第26号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について」、説明いたします。

提案理由につきましては、介護補償の限度額を改める必要があるからでございます。

概要につきましては、教育委員会資料に沿って説明させていただきます。本条例の目的でございます。本条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めるものでございます。

改定理由ですが、今回の改正は区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正を踏まえ、介護補償の限度額について改定するものでございます。

改定内容でございます。この表にありますとおり、常時介護を要する状態にあるか、随時介護を要する状態にあるか、また、それぞれ実費を支出して介護を受けた日があるか、親族によって介護を受けた日があるかによって限度額が変わってございます。表を改定前の額から、改定後の額に変更するものでございます。

実施時期でございます。公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

今後の予定です。本案議決後、区長宛て区議会第3回定例会へ当該条例の一部改正の議案の提出依頼を行います。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

伊藤教育長職務代理

ただいまのご説明でしたけれども、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

これは確認ですけれども、東京都の条例の改正に伴って、区もそれに従って改正するということでよろしいですか。

副参事(学校教育担当)

今回の改定につきましては、委員ご指摘のとおり、東京都の改正を受けて区でも改正するものでございます。

田中委員

了解しました。

それともう1点、少し聞きたいのですけれども、これは学校医、学校歯科医、学校薬剤師ということですが、今、学校ではいろいろな方がほかにも。例えば、スクールカウンセラーの方とかいろいろな方が学校にかかわっていると思うのですけれども、そういう方たちのこういったものというのは、また別途あるものなののでしょうか。

副参事（学校教育担当）

今回提出していただいていますのは、学校医、学校歯科医、薬剤師の公務災害ですので、一般的に公務災害であった場合の補償というのは、それぞれで定めてあります。

伊藤教育長職務代理

その他に、質疑はございますか。

なければ質疑は終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第26号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件の3番目、第27号議案「平成31年度使用教科用図書の採択について」を上程いたします。

本件につきましては、平成31年4月から実施される「改正中学校学習指導要領」により、「道徳」が「特別の教科」として位置づけられることにより、教科用図書の採択に加わりました。

教育委員会では、本件の議案を提出するに当たり、協議を重ねてまいりました。採択候補となる教科用図書を選定したところであります。

それでは、初めに、事務局より教育委員会での協議の経過を含めて、議案の説明をお願いいたします。

指導室長

第 27 号議案について、ご説明いたします。

本議案は、平成 31 年度に区立学校で使用する教科用図書の採択をお願いするものでございます。

まず、採択の趣旨ですが、学習指導要領の一部改正により、「道徳」が「特別の教科 道徳」となり、教科として実施されることとなりました。このことにより、今回は来年 4 月から使用する中学校、道徳の教科書採択を行います。

なお、中学校の他の教科については、平成 27 年度において平成 28 年度から平成 31 年度の 4 年間使用する教科書として既に採択されているため、引き続きの同様の教科書を採択いたします。

また、小学校について、昨年度採択されました道徳の教科書を除くほか 9 教科の小学校教科用図書の採択方法につきまして、文部科学省からの通知がございまして、平成 32 年度から新学習指導要領の全面実施に伴い、平成 26 年度採択における調査研究の内容を活用し、平成 31 年度使用の教科書採択を行います。

特別支援学級、固定学級の一般図書を含む教科書採択につきましては、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書または同法第 34 条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用する必要がある場合においては、当該特別支援学級を設置している区立学校の校長の意見を聞くこととしております。

つきましては、特別支援学級が設置されております各小中学校の校長より意見を伺いました図書の採択を行います。採択候補の詳細は、平成 31 年度使用教科用図書採択一覧表をご覧ください。

では、「特別の教科 道徳」に係る採択協議の経過について、ご報告いたします。今回の中学校教科書採択では、道徳 1 教科 1 種目について計 24 冊、分冊も含めると計 30 冊の教科書をご覧いただき、7 月 20 日の教育委員会において、慎重に採択協議を進めていただきました。

採択に係る協議の教育委員会冒頭におきましては、教科用図書選定調査委員会の委員長から報告を受けました。また、指導室長から、採択協議までの経過、教科用図書調査研究会の研究結果の報告、学校意見、区民意見・要望等の報告を行いました。

次に、教育委員会における協議内容の概要について、ご報告いたします。

協議の視点としましては、道徳の教科化に当たって重点とされた「『考え、議論する』学習活動への展開のしやすさ」と「いじめ問題への対応の大切さ」「小中連携」の 3 点が挙げ

られました。このほかに、「教科書の分量や分冊の有効性、ユニバーサルデザイン」と「内容項目の配列や人物の扱い」と「生徒の実態に即し、生活に生かせる教材」と「性差、多様性、多様化社会」の4点の視点を加え、計七つの観点から議論がなされました。

その中で、東京書籍と学校図書、光村図書出版、学研教育みらい、廣済堂あかつきの5者に議論が集中いたしました。

東京書籍は、取り扱う内容項目のバランスがよい。特にいじめ問題についてはユニットごとに構成し、じっくりと考えられる教科書となっている。また、各教材の発問については、生徒が自分ならどう考えるかどうかについて考えられるものとなっているというご意見をいただきました。

学校図書は、多様性の掲載に関して取り扱いがよい、考える観点で気づかせる内容となっており、教材の配列が工夫されているとの意見がありました。

光村図書出版は、生徒の発達段階や学校生活を踏まえた内容で、道徳にふさわしい教材が多く掲載されている、学びの記録等を文章で書くようになっているとのご意見をいただきました。

学研教育みらいは、子どもの生活に密着したなじみやすい教材が多く、いじめに関する題材は少な目である。情報モラル等魅力的な題材も取り上げたものになっているとのご意見をいただきました。

廣済堂あかつきにつきましては、道徳に関する説明がされており、考え、話し合うように工夫されている。道徳ノートが別冊となっており、厚みがある。話し合いの記録から、自分の変容に気づくことができるものとなっているとの意見が出されました。

生徒が自分のこととして考え、話し合うことができるとともに、教員にとっても多様な指導を展開しやすく、そして、いじめ問題等生徒の実態に合い、日々の生活に生かすことができるという点から、東京書籍が採択候補となりました。

次に、小学校教科用図書に係る採択協議の経過について、ご報告します。小学校23校から使用実績の聴取を実施しましたところ、4校から意見が出ました。その他の学校からは、課題なしとの回答がございました。

書写の指導内容につきましては、国語の教科書とのずれが指摘されましたが、意見として受けとめ、次の採択での懸案事項とすることとなりました。

さらに、小中学校特別支援学級で使用する教科用図書につきましても、特別支援学級が配置されております各小中学校長からの回答をもとに、ご協議をいただきました。

ご説明は以上です。

伊藤教育長職務代理

ただいまの事務局の説明につきまして、各委員から補足等のご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

少し補足というか、今回の採択の中で感じたことを述べさせていただきます。

4領域、すなわち「自分自身に関すること」「人とのかかわりに関すること」「集団や社会とのかかわりに関すること」「生命や自然、崇高なものとのかかわりに関すること」という四つの領域のバランスは、今回、「特別の教科 道徳」の初年度ということ考えると大きな重要な視点だと考えます。この点では、今、報告があった各社に集中して、いろいろな委員から議論が出ましたけれども、私は中でも東京書籍がこのバランスにすぐれていて、中でも「生命の尊さ」について取り上げて、生命を大切にするという心を養うことができるのではないかと考えました。

また、区民意見でも「物事には二面性があるのでじっくり考えたり話し合ったりすることができる教科書が必要」との意見が幾つかありましたけれども、私も全く同感で、読みやすいとか見やすい、写真やレイアウトなど、考える助けとなる資料の質が重要と思われました。この点についても、東京書籍は生徒にとって読みやすいのではないかと感じました。

また、学校意見でも、東京書籍に「多面的アプローチが期待できる」という意見がありましたが、生徒が自由に意見を言える、そういった内容になっているのではないかと私も同じ感想を持つことができました。

もう1点、道徳の授業では、発問が非常に重要だと思いますが、各者とも共通して取り上げているテーマについて発問を比べてみると、それぞれ工夫が見られますが、内容が丁寧だというよりも、むしろ簡潔なほうが授業の自由度が高く、生徒が自由に考えたり、ほかの人との考え方の違いをみずから意識したり、認め合ったりしやすいのではないかと感じました。

この点は、中野の教育ビジョンにある「目指す人物像」にも一致するのではないかと思います、この点においても東京書籍が今回、中野にはあっているのではないかと思います。

そして最後ですけれども、昨年度、小学校では東京書籍を採択しましたが、中野区では小中連携を重点的に進めているという視点からも、中学校で次年度から東京書籍を採用す

ることが好ましいと思いました。

あと、小学校の教科書については31年度のみ仕様となりますので、先ほど報告がありましたように、現場から特段の意見がなければ、このままでよいのかなと思います。

もう一つ、特別支援学級の教科用図書ですけれども、学校の各校長先生方からの提案でよろしいかと思えますけれども、もし間違っていたらいけないのですけれども、過去に採択したのだけれども、年度途中で購入しようとしたら廃盤になって、改めて変更したということがあったと思えますけれども、今回、現時点ではこの候補についてはそういったことの確認ができているのかというのを少し確認させていただきたいです。

指導室長

現時点では、そのような報告は受けておりません。

田中委員

ありがとうございます。

伊藤教育長職務代理

ほかに、ございませんでしょうか。

渡邊委員

今、指導室長と田中委員から言われたようなことの繰り返しになりますけれども、今回私の意見を述べさせていただいた部分を要約して、ご説明させていただきたいと思います。

教科書の採択に当たっていろいろな考え方の中に、例えば教員の指導のしやすさとか、それと発問のあり方とか内容とかという形を論議するわけですがけれども、私自身、道徳に対して学問的知識をあまりもっているわけではないので、私の観点として今回、教科書の中に特に重要と位置づけた採択の基準としては、まず今の教科書でありますから、ユニバーサルデザインであるかどうか、これも基本的にととても大切なことだと思っております。当然、読みやすい、見やすい、そしていろいろな方への配慮がなされているか、そういったことがまず一つ。

その中でも、ユニバーサルデザインについては、一部が対応されていないということで、そういうものについては少し遺憾かなと思いました。

あと、使いやすさということの中に大きさを考えます。本の大きさには、それぞれのサイズがありまして、サイズとして使いやすさということをまず考えて、そして1冊であるのか2冊で、分冊の形になっているのか、そうでないのか。これも一つの考え方として、分冊よりは1冊のほうが使いやすいのではないかなと感じました。

そして、内容のバランス、内容のところが現代的な内容にあるのか、過去の伝記などを多く利用しているのか、そういった中に使われている文章その他等についての考え方として、バランスのよさが目立っていたのが光村図書と東京出版なんかが、そういった現代と過去のバランスなんかもよろしかったのではないかなと。

そして、中野区教育委員会がいろいろとICTを利用した授業の展開とか、ICTという言い方なのかどうなのかわからないのですけれども、デジタル教科書という形で授業の中にデジタルでそういうものを取り込んでいく。そしてデジタル教科書は、今回の教科書でデジタルのような媒体を用意しているのは東京書籍だけということです。デジタルな授業を展開していく上では、教員の取り扱いやすさとしては、こういったものが優遇されるのではないかなと考えております。

そして、内容のことについては具体的な内容ではなくて、私の中では皆さんご存じのとおり職業柄、今回の道徳の中で「生命の尊重」と「いじめ」を最大のテーマとして考えております。そうしたときに、そこに今回教科書の配分が年間35時間ということで、3学年でやると105時間の単元があればいいわけですが、教科書によって105の単元しかない部分と、最高では114の単元を持っている。その114をやるというわけではなくて、多少柔軟性を持たせることが可能であるということ。そして、生命の尊さ、いじめに対するのを最重点をおいて評価したのが、実は東京書籍が、明確に差が出ている形になっております。この単元の数と、教科書の中でも区分けを一目でわかる形で表現している。そういった教科書が今回、東京書籍ということだったので。

それと、私の観点としては、災害についてどの程度書いているのかということに関しては、各教科書とも同等な分量で表現されておりました。設問のあり方については、実際にその授業をやる担当ではないので、設問がいいかどうかという、そういう話については難しいのですけれども、工夫をされているなという表現をさせていただきたいと思います。

田中委員も言われたのですけれども、小学校の教科書との連続性ということでも考えると、そういう意味では同じ会社であるということの連続性というのは使いやすさと、教員も新しい単元に入ってきたものの使いやすさというのはあるのではないかなと考えました。そういう意味で、これとこれ、という言い方ではなくて、私の中では東京書籍がよかったのではないかなと表現させていただきました。

以上です。

小林委員

私からも補足で発言させていただきたいと思います。

もう既に採択の経過その他については、宮崎指導室長からもお話がございましたので重なる部分もあるかと思いますが、今回特に私がここで発言したいことは、この採択を通して中野区の子どもたちに、適切な意義のある道德の授業がしっかりと展開されていくかどうか、これが一番大きなポイントだと思っています。

今回、「特別の教科」ということになったわけですがけれども、昭和33年以来60年間、道德の授業が学校教育の中で展開されてきてはいるものの、現実にはどの程度充実していたかという、私も教育の一端を担う者として、そういう点では反省が大きいかなと思っています。それは、一番のポイントは、今回特に言われていることは、いわゆる道德は「考える道德」であり「議論する道德」であると。それはどういうことを意味しているかという、従来の指導観をしっかりと転換しなければいけない。なぜ「特別の教科」と言っているのか、これは特別扱いをするということではなくて、ほかの教科とは違うのですよ。特別活動というのはありますけれども、要するに教科とは違うのですよ、だけれど教科に位置づけますよと。発想の転換が求められているということなのですね。その最たるものが評価なのです。

私は、今回の教科化の中で大きなポイントは、指導者の質的な転換、そして評価観をいかに正しく教師が、そして子どもたちが、保護者が、大人がそれを理解して実践していくかというのもポイントだと思います。評価、例えばある方に伺うと、今度は教科化になったから道德はテストがあるのですよね、成績はどうやってつくのですかとおっしゃる方もいるわけですが、ここが大きなボタンのかけ違いでありまして、道德は他の教科とは違いますが、いわゆる人と比べるような評定評価は一切しませんよと。というのは、実は従来からも学習指導要領にこの60数年書かれ続けてきたことでもあります。ただ、指導する上では、評価はどういう機能があるかという、子どもたちがどのように取り組んだのか、一生懸命に考えました、一生懸命発言しました、人の意見を尊重しながら自分の考えを持つように努力していたかとか、そういった取組状況を見ることは可能であると思います。

さらに、実際、もう一つの大きな評価は、その子どもたちの取組状況を踏まえて、指導者が指導の改善に結びつける。要するに、この教材では一部の子どもたちにはあまり向いていないのではないか、この発問はいかなものだったのか、指導の改善に結びつける教師の側の評価でもある。そういう評価観をしっかりと押さえていかなければいけない。今回の採択に当たっても、私は「考える道德」「議論する道德」の視点、そして適切に評価

ができるかどうか、そういうことが少しでも可能性の高いものを選んでいく必要があるかなと思いました。

さらに視点があるとなれば、一つは特色であると思います。いかに特色があるか、それが中身に合っているのかどうかという視点が私は求められると。さらには、全体のバランスというのでしょうか、それはもう種々、委員の方々もお話しされていて、そのバランスというのはいろいろあって、大きさも含めて使い勝手も含めて、教材の配列もその他内容全て、そういったものがいかに的確であるか。こういったところから絞り込んでいき、考えを深めたところでもあります。

例えば、特色の点では、これは協議の中でもお話をいたしました。学研には中野坂上が実際に登場してくるとか、そういうものもございませう。また、教育出版などは先人や偉人の扱いが非常に多いとか、そういう独自性も見られます。いろいろあるわけですけれども、総合的に判断すると、今、指導室長からのお話のような結論に結びつくということがあると思います。

特に、バランス的に東京書籍だとか光村図書出版とか、また、教育出版であるとか、さらには日本文教出版とか、甲乙つけがたいそれぞれのよさがあるのですが、特色という点では、バランスを考えたときにどうしても私たちが選択したものが方向性が一番適切かなと思っているところでもあります。

特に、日本文教出版に関しては、やはり分冊ということが大きなネックになったと思います。評価するためにやるという印象、また、現場の先生がそれによって振り回されるような状況であっては、教科書の使命としてはいかなものかということを考えました。また、あまり事細かに発問を掲載しているものも、指導の自由度や、また、本来の「考える道徳」「議論する道徳」を進めていく上では妨げになっていくのではないかなと考えたところでもあります。

いずれにしても、今回の私たちの選択が中野区の子どもたちにとって、しっかりと教育、また、道徳の授業の実践に、充実したものに結びつくように期待したいと思っているところでもあります。

以上です。

伊藤教育長職務代理

私のほうからもつけ加えますと、各委員がおっしゃったような、ユニバーサルデザインや使いやすさ、内容のバランス等々を考えますと、東京書籍、私は学校図書あたりがバラ

ンスがいいかなと思っておりました。

特に発問、これから道徳は話し合うということがすごく大事になってくるので、生徒が自分ならどうするかということを考えて、自由に意見を出せるということになりますと、学校図書は発問がいいなと思ったのですけれども、東京書籍もそれに大きく劣るものではありませんでしたし、何よりデジタル教科書などということを考えますと、これからいろいろな新しい形での話し合いの活動ということを考えたときに、今、大きな電子黒板が各教室にありますので、そちらの黒板と両方使って授業ができるですとか、デジタル教科書はさらにそこから様々な形態に飛べたりしますので、子どもたちの議論の活性化という点でも展開が望めるかなと思いましたが、小中連携の点からも東京書籍というのもとてもいいのではないかなと思いましたが。

説明は以上です。

ほかに、ご説明ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたらば、特に質疑がなければ簡易採決の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第27号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件、第28号議案に入ります。「平成31年度使用教科用図書の採択に係る教育委員会会議録の公開について」を上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

ただいま上程されました、第28号議案「平成31年度使用教科用図書の採択に係る教育委員会会議録の公開について」、提案説明を申し上げます。

これまで、本件、教科書採択に係ります教育委員会での審議に当たりましては、公正の確保の観点から議案の裏面に記載の案件につきましては、その会議を非公開としてまいりましたが、本日、平成31年度使用教科用図書が採択されましたので、当該非公開部分につきましては、個人情報に該当する部分を除きまして会議録を公開するというものでございます。

本件、会議録の公開に当たりましては、その作成の一定の時間を要することから、本件会議録が調整され次第、公開することとなります。

公開できる時期につきましては、概ね9月下旬以降を見込んでいただいております。

本件会議録の公開の方法につきましては、区政資料センターに一式を備えるとともに、教育委員会ホームページに会議録を掲載いたします。また、選定調査委員会の資料等を含めました本件教科書採択に係る一連の資料につきましては、学校教育分野を担当窓口といたしまして、本件会議録とともに一括して備えおきまして、その公開について対応する予定でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

伊藤教育長職務代理

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第28号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

<事務局報告>

伊藤教育長職務代理

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「中野区立第四中学校・第八中学校統合委員会の設置について」及び、事務局報告の2番目「中野区立鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会の設置について」は、一括しての報告をお願いいたします。

副参事(学校・地域連携担当)

第四中学校・第八中学校並びに、鷺宮小学校・西中野小学校の学校統合委員会の設置につきまして、一括して説明いたします。

現在、中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づきまして、学校の再編・統合を進めてございますが、第四中学校・第八中学校につきましては平成33年4月に統合、また、鷺宮小学校・西中野小学校については平成35年4月に、それぞれ統合を予定していることか

ら、このたび、統合に向けて検討の必要な事項について話し合い、再編を円滑に進めることを目的として学校統合委員会を設置いたしました。

学校統合委員会における主な協議事項につきましては、資料中の「協議事項」に記載してございますが、統合新校の名称、校章、校歌及び校旗に関すること、統合新校で使用する体育着など学校指定品に関すること、統合新校の校舎等の施設に関すること、その他重要事項となっております。

学校統合委員会の設置日、設置期間につきましては、第四中学校・第八中学校の学校統合委員会は7月9日に設置し、統合の前年度末となります平成33年3月31日まで設置いたします。また、鷺宮小学校・西中野小学校の学校統合委員会は7月10日に設置をいたしまして、平成35年3月31日まで設置いたします。

学校統合委員会の構成委員につきましては、委員名簿をそれぞれの説明資料の裏面に記載してございますのでご確認ください。

最後に、学校統合委員会の周知でございます。学校統合委員会の協議状況につきましては、「統合委員会ニュース」を発行いたしまして保護者に配付するとともに、関係する町会・自治会、区民活動センター、教育委員会のホームページを通じて周知いたします。また、開催予定及び会議要旨につきましても、教育委員会のホームページに掲載してまいります。

報告は以上でございます。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

これは二つの委員会ですけれども、統合までの期間が、鷺宮小と西中野小の統合は、平成35年で、第四中と第八中の統合は3年弱ぐらいなのです。これはスケジュール的に問題ないのでしょうか。ほかの、今までの目安としては、大体3年弱ぐらいで統合委員会でのいろいろな議論がされていたのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

それぞれ、統合新校の校舎の仕様について、それから改修についてのスケジュールに伴っておりまして、今回、このように設置の期間が異なっております。

伊藤教育長職務代理

その他、ございませんでしょうか。

渡邊委員

実際、統合新校ができるまで平成 35 年に新しく立ち上がる学校と、平成 33 年に立ち上がる学校の委員会の設置が同じにされているということは、5 年で余裕をもって立ち上げることは悪くはないと思うのですけれども、逆に言うと心配なのは 3 年しかない期間のところで、短い期間の中で十分な話し合いが持たれることが大丈夫かということです。実際、その期限がどうこうと、設置した期限は早く設置する分には構わないと思うのですけれども、短いほうについては十分な期間として大丈夫ですかということなのです。

そして、委員会については今回初めてではないので、今までの経緯から見て全く問題ないものとして設置されたのかということあたりを説明していただければと思います。

副参事（学校・地域連携担当）

短いほうが今までの標準でございまして、鷺宮小と西中野小の統合については、他の統合校と異なり、新校舎の建替えと同時に統合することを踏まえまして、今回、長く期間を設定しておりますので、検討の必要な事項についてはこの委員会の中で十分に検討できると考えてございます。

伊藤教育長職務代理

ほかにございませんでしょうか。

小林委員

この両方の委員会の協議事項の中に「統合新校で使用する学校指定品に関すること。」というのがあるわけですが、これは例えば標準服といったものもあるかと思うのですけれども、さらには学用品とかそういったものを、これは実際に現場の教員が判断すべきものとか、いろいろバランスがあると思うのですけれども、その辺何か一定のお考えとか線引きだとか、現段階で考えていらっしゃるかどうか。

小学校と中学校の違いはあるにしても、そこはまた大きく違ってしまふといろいろと取組状況も変わってくると思いますし、教育活動にもまた影響が出てくるのではないかとありますが、その辺はどのようにお考えになっているかお聞かせください。

副参事（学校・地域連携担当）

これまでの長い歴史の中で、各学校とも学校指定品につきましてもそれぞれの考え方や、また、経過によって採用されてきたものが異なっております。

まさに統合に当たって、そういった今までの経過を踏まえつつ、また、新しくできる学校の中でどのようにあるべきかということはこの統合委員会の中で話し合っ、地域にも合った形のものを採用することができるように指定したいと思っておりますし、現段階で

教育委員会としてこうだということをあまり示し過ぎず、地域の、また、学校の意見を尊重しながら調整していきたいと考えてございます。

小林委員

このくだりに関しては、小学校、中学校のそれぞれの事情、それから統合する学校それぞれの歴史的な経緯とかいろいろなことがあると思うのですが、その内容、もちろんある程度、この委員会で決めたほうが適切であるというものもあれば、かなり指導に直結して大きな影響力があるので、ここで決めるのがいいのか、むしろ学校が主体になって決めるのがいいのかとかいろいろとあると思いますので、それに関しては教育委員会がしっかりと交通整理をして、そのあたりのところを、この委員会が決めたほうが適切なものと、それから学校教育の一つの特殊性という言い方はよくないかもしれませんが、学校教育がスムーズに行われていくために必要なものは学校が決めたらいいいというものとの境について慎重に取り扱っていただければと。これは要望ですので、お伝えしておきたいと思えます。

伊藤教育長職務代理

その他、ご発言ございますでしょうか。

ございませんでしたら、本報告は終了いたします。

最後に、次回の開催について、事務局から報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の開催でございますが、8月24日金曜日、10時から区役所5階教育委員会室にて開催を予定してございます。

以上でございます。

伊藤教育長職務代理

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第22回定例会を閉じます。

午前10時56分閉会